

社援保発0705第1号  
令和6年7月5日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（公 印 省 略）

「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。